令和5年10月6日

千葉労働局長 岩野 剛 殿

> 千葉地方最低賃金審議会 会長 大澤 克之助

千葉県鉄鋼業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和5年8月23日付け千労発基0823第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

千葉県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 千葉県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての 主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者

- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1 時間 1,096円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和5年12月25日